近畿大学医学部認定再生医療等委員会規程

(趣旨)

第1条再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号、以下「法」という。) に基づき、近畿大学医学部における第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う 委員会として、認定再生医療等委員会(以下、「委員会」という。)を置き、委員会の運営 に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 医の倫理に基づき、研究に携わるすべての関係者は、法をその基本原則として遵守しな ければならない。

(委員会)

第3条 近畿大学医学部において実施する第三種再生医療等について、法に基づき、倫理的及び 科学的観点から総合的に審査を行うため、近畿大学医学部認定再生医療等委員会(以下「委 員会」という。)を置く。

(定義)

第4条 この規程において使用する用語の意義は、法、再生医療等の安全性の確保等に関する法 律施行令(平成26年度政令第278号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施 行規則(平成26年度厚生労働省令第110号)の定めるところによる。

(任務)

第5条 委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 近畿大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)の求めに応じ、第三種再生医療等の実施計画を記載した書類(以下「実施計画書」という。)の再生医療等提供基準に対する適合性について審査を行い、当該第三種再生医療等の実施、継続又は変更の適否、留意事項、改善事項等について、病院長に対して意見を述べること。
- (2) 第三種再生医療等の進行状況について病院長から報告を受け、留意事項、改善事項、中 止等について、病院長に対して意見を述べること。
- (3) 前2号に定める留意事項、改善事項等に関する意見に対する病院長からの改善等の報告を 受けた場合、速やかにこれを再審査し、当該第三種再生医療等の実施、継続又は変更の適 否、留意事項、改善事項等について、病院長に対して意見を述べること。
- (4) 病院長から第三種再生医療等において発生した重大な事態に係る報告を受けた場合、速やかにこの原因の分析を含む対処方針について、病院長に対して意見を述べること。

(5) 必要と認める場合は、実施している、又は終了した第三種再生医療等について、病院長に対して、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うよう求めること。

(構成、任期等)

- 第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 5名以上
 - (2) 再生医療等について充分な科学的知見及び医療上の知識を有する者を含む2名以上の医学・医療の専門家(所属医療機関が同一でない者が含まれ、少なくとも1名は医師であること)
 - (3) 法律に関する専門家等の人文・社会科学の有識者
 - (4) 一般の立場の者
 - 2. 委員会は、男性委員及び女性委員から構成され、本学と利害関係を有しないものが含まれるものとする。
 - 3. 第1項第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に 欠員が生じた場合にこれを補充する者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2. 委員長及び副委員長は、前条第1項第2号から第4号までの委員の中から、病院長が委嘱する。
 - 3. 委員長が審議に加われないときは、副委員長がその職務を代理し、又は職務を行う。
 - 4. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

- 第8条 委員会は、委員の過半数ただし最低でも5名以上の委員が出席し、男性及び女性が含まれ、かつ第6条第1項第2号又は第3号の委員がそれぞれ1名以上出席しなければ会議を開くことができない。また、その中には審査対象医療機関と利害関係を有しない委員が2名以上、認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が1名以上含まれていなければならない。
 - 2. 審査の対象となっている実施計画書を提出している委員は、当該実施計画に係る審査に参加できない。
 - 3. 委員会は、必要があると認めるときは、実施計画書を提出した研究責任者その他委員以外の者を会議に出席させ、当該実施計画書の内容等について説明を求め、又は意見を聴くことができる。

4. 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし、やむを得ない場合には、出席 委員の3/4以上、ただし、最低でも5名以上の意見をもって委員会での意見とする。専門 委員は、判断には参加することはできない。

(専門委員)

第9条 専門の事項を検討するため、委員長は、第6条に掲げる委員とは別に、当該専門の者3名 以内を専門委員に委嘱することができる。

(申請手続き及び判定の通知)

- 第10条 審査を申請しようとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。
 - 2. 委員長は、審査の終了後、速やかにその結果を、文書をもって病院長に報告するものとする。

(審査)

- 第11条 委員会は、第三種再生医療等の審査の付託を受けたときは、次に掲げる事項に留意の 上、審査しなければならない。
 - (1) 被験者等の個人の尊厳及び人権への十分な配慮
 - (2) 有効性及び安全性の確保
 - (3) 倫理性の確保
 - (4) 被験者等に理解を求め、同意を得る方法
 - (5) 第三種再生医療等に用いる細胞の品質等の確認
 - (6) 公衆衛生上の安全の配慮
 - (7) 個人情報の保護の徹底

(記録の作成、保存及び公開)

第12条 委員長は、委員会による審査の過程の記録を作成し、これを第三種再生医療等の中止又 は終了の報告を受けた日から少なくとも10年間保存するとともに、個人情報、研究の独創性 又は知的財産権の保護に支障が生じるおそれのある事項を除き公表するものとする。

(実施制限及び再審査)

- 第13条 実施責任者は、審査結果通知書による実施して差し支えないとの意見を受けた後でなければ、当該研究又は医療行為を実施することはできない。
 - 2. 実施責任者は、審査の結果に異議があるときは再審査を請求することができる。 (状況報告)

- 第14条 研究責任者は、第三種再生医療等の進行状況について、病院長に随時報告するととも に、1年に1回以上定期的に文書で報告しなければならない。
 - 2 研究責任者は、被験者の死亡その他の第三種再生医療等の実施に際して生じた重大な事態 及び第三種再生医療等の実施に影響を及ぼすおそれがある情報について、速やかに病院長に 報告しなければならない。
 - 3 病院長は、第1項に規定する報告を受けたときは、当該進行状況について、速やかに委員 会に報告しなければならない。
 - 4 病院長は、第2項に規定する報告を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 重大な事態が発生したこと及びその内容を厚生労働大臣に報告すること。
 - (2) 重大な事態について、委員会の意見を聴き、その原因を分析し、研究責任者 に中止その他の必要な措置について指示を与えた上で、委員会の意見、原因 の分析結果及び研究責任者に指示した措置の内容を厚生労働大臣に報告する こと。
 - (3) 前号の中止その他の必要な措置が講じられた後、その結果を厚生労働大臣に報告すること。

(勧告及び中止命令)

- 第15条 委員会は、許可された第三種再生医療等に関して重大な倫理上の問題があると判断したときは、必要に応じて研究責任者に当該第三種再生医療等の是正を勧告し、又は病院長に当該第三種再生医療等の中止を意見することができる。
 - 2 委員会設置者は前項に定める意見を述べたときは、すみやかに厚生労働大臣に報告をしなければいけない。
 - 3 病院長は、前項に規定する中止意見を受けたときは、研究責任者に対して第三種再生医療等の中止を命令する。

(終了等の報告)

- 第16条 研究責任者は、第三種再生医療等を終了したとき又は中止したときは、速やかに病院 長に報告しなければいけない。
 - 2 病院長は、前項に規定する報告を受けたときは、中止した日から10日以内に中止届を厚生労働大臣に提出し、委員会へ中止届の提出を報告しなければならない。
- 3 研究責任者は終了又は中止を病院長へ報告後、第三種再生医療等総括報告書を提出する。 (秘密保持義務)

第17条 委員その他委員会の関係者は、審査を行う上で知り得た秘密及び被験者及び提供者に関する個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(活動の自由及び独立の保障)

第18条 委員会は、原則として、非公開とする。

2. 委員会における審査が適正かつ公正に行えるようにするため、病院長その他の関係者は、 委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう努めなければならない。

(教育研修)

第19条 病院長は、委員の教育又は研修の機会を確保する。

(事務)

第20条 委員会に関する事務を行う者を、医学部あるいは医学部附属病院の職員のうちから選 任する。

(規程の改正)

第21条 この規程の改正にあたり、あらかじめ近畿大学医学部倫理委員会の議を経て、近畿大学 医学部教授会の承認を得るものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規定は、平成27年 9月1日から施行する。